

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

資料6-1

4月1日以降からの公告について、次の通り変更します。

- 1、一括発注等の受注実績及び事業成績を評価項目として追加
- 2、配置予定技能者等の研修等の内容の変更
- 3、防災活動に関する表彰の廃止
- 4、ボランティア活動を、防災、災害及び森林関係のボランティアに変更
- 5、入札公告様式の変更
- 6、競争参加資格確認申請書作成チェックシートの活用
- 7、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の添付書類の削減について

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

1、一括発注等の受注実績及び事業成績を評価項目として追加

① 再造林の低コスト化

造林と生産事業の一括発注

伐採から新植までのトータルの作業効率

総合評価落札方式の技術課題

「植付作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」

② 民間競争入札（生産事業の複数年契約）

搬出材の安定供給等

一括発注あるいは民間競争入札の、事業成績評
定点により評価。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

2、配置予定技能者等の研修等の内容の変更

① 生産事業

「低コスト作業路企画者研修」「低コスト作業路 技術者養成研修」「森林作業道作設オペレータ研修」の受講者または、地方自治体、大学等による低コスト作業システム等の受講者についても評価

(提出資料 低コスト作業路研修の修了証書または受講証明書 (個人名が分かるもの))

② 造林事業

国、地方自治体、大学等による低コスト造林等の検討会や勉強会への参加者の有無や参加人数について評価

(提出資料 低コスト造林等の検討会への参加資料の写しまたは主催者の参加証明書(個人名が分かるもの))

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

3、防災活動に関する表彰を廃止

4、ボランティア活動を、防災、災害および森林関係のボランティアに変更

3、 防災活動に関する表彰実績については、廃止することとし、ボランティア活動の実績の有無において、防災、災害のボランティアの実績を評価します。

4、 ボランティア活動の実績の有無については、これまでの森林関係に加え、防災、災害活動の実績を追加しました。

(提出書類 ボランティア活動の実績として、事業者として国、地方自治体等からの証明書等、またはボランティアを実施したことがわかる資料(新聞記事等も有効(事業者名がわかるもので、個人的に参加したものは該当しません。))

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

5、入札公告様式の変更

技術提案書の様式9-2を一部変更します。

平成26年度にも一部変更しましたが、いまだ古い様式により提出される事業者がいます。

入札広告に掲載していますので、必ず入札公告時点の申請様式を使用してください。

また、提出書類には必ずページをつけておいてください。

競争参加資格確認申請書等は、提出された書類を審査します。

書類に添付されない書類があっても申請がなかったとして審査しますが、提出した書類にページがある場合、例えば4/15の次が6/15となっている場合は落丁していることがわかりますので、こちらから提出を求めます。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

6、競争参加資格確認申請書作成チェックシートの活用について

入札公告に入札説明書、閲覧図書、申請書様式、申請書作成チェックシートを掲載しています。

申請書作成チェックシートは、A4版のシートで、申請書類が、そろっているか、証明する書類はあるか等をチェックするものであり、申請書の書類漏れや作成ミスをなくすために活用をお願いします。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

6、競争参加資格確認申請書と技術提案書の区分

競争参加資格確認申請書と技術提案書は、別々の書類です。

競争参加資格確認申請書は署において審査し、技術提案書は局において審査します。

したがって、技術提案書は局にあり署にはありませんので、競争参加資格確認申請書と技術提案書の間での資料の省略は出来ません。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

7、競争参加資格確認申請書の添付書類について

競争参加資格確認申請書

- ① 同種工事の実績について、事業成績評定通知書(65点以上のもの)があれば、契約書の写しは省略できます。
- ② 配置予定現場代理人の3年以上の実務経験についても、事業成績評定通知書(65点以上)で確認出来れば、契約書の写しは省略できます。
- ③ 過去2年間の事業成績については、全ての事業成績評定通知書を添付してください。

また、①同種工事の実績、②配置予定現場代理人の資格、経験、③過去2年間の事業成績、それぞれに添付する資料が同じ事業であればその事業に係る資料の添付は1部を添付すればよく、事業成績評定通知書があれば、その契約書の写しは省略できます。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

8、技術提案書の添付書類について

技術提案書の①同種工事の実績、②配置予定現場代理人の資格・経験、③過去2年間の事業の成績、それぞれに添付する資料が、同じ事業であればその事業に係る資料の添付は1部を添付すればよく、事業成績評定通知書があれば、その契約書の写しは省略できます。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

総合評価の技術課題について

- 9 安全管理の工夫、提案
安全管理の工夫、提案については、一般的に行われているミーティングや現場代理人の安全指導等は該当しません。
事業体が独自に実施している、具体的に実施が確認できる安全対策を記入。
- 10 技術提案書の事業の工程表
技術提案書の事業の工程表については、閲覧図書の事業内訳書の作業種(造林事業における可分作業内訳書の場合は作業種で可)により作成してください。
作業種によっては実行期間が限定される作業種もあります。
また、技術的所見については、必ず記入して下さい。
この表を提出しなければ、「入札参加資格なしとなります。」
- 11 技術課題
技術課題については、具体的なもので、効果が実証できるような提案が必要。
履行確認が出来る提案を評価し採用します。

造林・生産事業における総合評価落札方式の見直し

12、郵便で郵送する場合

郵便で郵送する場合、一般書留郵便又は簡易書留郵便に限定しています。
普通郵便や電送によるものは受け付けません。

入札書については持参も認めません。

13、入札書の差し替えについて

入札書と同時に提出する事業費内訳書については、閲覧図書の事業内訳書の作業種(造林事業における可分作業内訳書の場合は作業種で可)により作成するとともに、その合計額は入札書に記入する金額に合わせるようにしてください。

入札書は、一度郵便で投函されたものは、取り消しや差し替えは出来ません。

入札書を無効にするには、入札を辞退するしかなく、辞退届を書面で提出すること。